

中国人遺骨送還運動と戦後中日関係

王 紅 艶

はじめに

第二次大戦中、日本は戦争の拡大に伴う労働力の極端な不足を補うために、約四万人の中国人を日本全国各地に強制連行した。苛酷な重労働と虐待によってそのうちの七〇〇〇人近くが亡くなった。敗戦直後、それらの中国人のほとんどは帰国したが、亡くなった人の遺骨が多数日本に残された。そして、華僑、日本民間人の有志、在日朝鮮人によって中国人遺骨送還が行われたのである。

本論文では一九五三年から六四年まで一二年間にわたって行われた中国人の遺骨送還運動の過程を明らかにするとともに、その歴史的意義を考察したい。台湾との「日華平和条約」調印の翌年から始まった運動は、中日

関係が決定的に悪化した中で展開されたこと自体が重要な意味を持っている。また、この運動は当時中国と国交のなかった日本の各地で国民運動として一九七二年の国交正常化に至る二七年間の半ば近くの長い期間にわたって展開されたという意味で他にあまり例を見ない国際的にも特異な事例と考えられる。この運動はどのような背景で発生したか、その後日本政府および国民党駐日大使館との関係の中でどのように展開したか、中日国交回復にどのような役割を果たしたか、などについて本稿では明らかにしたい。

中国では、中日関係を論ずる書物の中で、中国人遺骨送還運動に触れるものは少なく、ごく簡単な説明程度のものが多い。例えば、張暄編著『当代中日関係四十年』

(時事出版社、一九九三年)は、経済問題に重点が置かれていたため、遺骨送還の記述はわずかであり、しかも九次の送還のうち第一、三、七次しか取り扱っていない。楊考臣主編『中日関係史綱』(上海外語教育出版社、一九八七年)は、中国人強制連行および遺骨調査のことを簡単に説明しているが、遺骨送還については第一次にしか触れていない。葛新『中日友好史略』(学林出版社、一九九二年)は、戦争中日本に連行された中国人の遺骨三千柱を中国に送還したと、ただ史実を伝えているだけである。林代昭『戦後中日関係史(一九四五/一九九二)』(北京大学出版社、一九九三年)と呉学文他著『当代中日関係(一九四五/一九九四)』(時事出版社、一九九五年)は、ほとんど葛新の著書と内容的に重複しており、独自の考察は行っていない。以上のように、従来の研究では中国人遺骨送還運動を中日友好交流活動の中の一環として簡単に触れているだけで、中日友好関係史の中での位置づけについてはほとんど考察していない。

以上の問題点を念頭に置いて、中国人遺骨送還を中心に中日国交正常化前の友好交流の実態を検討していきたい。

一 中国人遺骨送還運動の背景

1、日中友好協会の成立

中国人遺骨調査、送還は、日中友好協会などを中心に行われた。ここでは、本論の前提として、同協会がどのような背景で成立したか、そこに当時の日本国民の対中国意識がどのように現れていたかなどについて検討していきたい。

一九四九年一〇月一日に中華人民共和国が樹立された。その二日前の九月二十九日、中国人民政治協商会議第一回全体会議で発表された「共同綱領」は、友好的な外国政府と外交関係を樹立し、各国政府および人民と通商貿易を回復し発展させる⁽¹⁾、ことなどを規定した。ここには中国政府が積極的に各国の政府および人民と友好関係を結ぶ意向が示されている。

これに応ずるかのように日本国民の中に戦争に対する反省と戦争責任者の追究の機運が起こった。敗戦直後の日本のメディアは、すでに戦争責任の追究、軍国主義の打倒、民主主義の実現などの問題を取り上げていた。

『朝日新聞』の社説「戦争責任果たして如何」は、「国民

を大戦争の渦中に投じた我が国指導者の責任こそ、この際、十分に糺明せられて然るべきであろう」と指導者の戦争責任を追及し、さらに戦争協力者全体の責任を指摘したうえで「結果された国民の力を加へることによってのみ、好戦的、専制的、強圧的、非国民的諸勢力の絶滅が期し得られ、同時に政治の転換、刷新が成就されるのである」と、国民運動の重要性を訴えた。また、少し後には「大陸政策が犯した誤謬を精細に検討し、率直に反省し、そして最も謙抑な態度をもって、日支の関係の本当のありかたを探求することに真剣に努力するのでなければ、日本の今後の進むべき途が拓かれようはずはない」と対中政策の転換を説いた。これは国民の意識変化を反映したものであり、また後の国民運動としての遺骨送還運動の基盤の存在を示したものであった。一方、日本の経済界は敗戦によって壊滅的な打撃を受けた経済を再建するために中国との貿易を再開することを希望し、内戦における共産党の勝利が決定的となった一九四九年五月に「中日貿易促進会」(後に「日中貿易促進会」と改称)、「中日貿易促進議員連盟」(後に「日中貿易促進議員連盟」と改組、改称)を結成した。

こうした背景のもと、中華人民共和国樹立のわずか十日後に日中友好協会の設立準備会が開かれ、翌一九五〇年九月三〇日、党派を超える各界各層からなる同協会が正式に結成された。また機関紙『日本と中国』はすでに同年二月二〇日に創刊号が発行されていた。こうして、九月に中国人遺骨の発掘のために最初花岡の現地に入った人々の中に同協会の人がいたのである。

しかし、日本政府は、アメリカの対中政策に追隨して「吉田書簡」(一九五一年一月)に示されたように国民党政府との関係を強め、中国敵視政策をとった。特に協会の活動が進む中で、一九五〇年六月に始まる朝鮮戦争、一九五一年九月の対日単独講和の「サンフランシスコ平和条約」及び一九五二年四月の「日華平和条約」の調印によって、中日関係は決定的に悪化した。そのことは同協会の活動にも重大な影響を与え、責任者は逮捕され配布した中国の新聞、雑誌も押収されたが、同協会の方針としての日中友好のために中国人遺骨送還を最後まで遂行したのである。

2. 高良とみななどの中国訪問

敗戦直後、日本の経済不況は極めて深刻であった。産

業は壊滅的な打撃を受け、失業者の増大に加えて食糧危機も進行し、物資不足によるインフレで経済は破綻寸前の状況にあった。こうした時代背景のもとで多くの人々の関心を集めたのが中国貿易であった。

この貿易は、高良とみ(国際経済会議日本代表)、帆足計(中日貿易促進会代表)、宮腰喜助(中日貿易促進議員連盟理事長)のソ連―中国入りによって実現した。

一九五二年四月にモスクワ国際経済会議が開かれたが、前年の五一年一二月、同会議発起人の一人であり、当時中国人民銀行総裁であった南漢宸から日本の経済人、政治家、学者などへ参加の呼びかけがあった。この呼び掛けに応じて、翌五二年一月に「国際経済懇話会」が結成された。二月に、南漢宸からは、国際経済会議において、日本代表と如何にして東亜の各国貿易を発展せしめるかを相談したいという趣旨の手紙が送られてきた。これを受けて同懇話会は、石橋湛山(第一次吉田内閣蔵相・衆院議員)自由党)、北村徳太郎(親和銀行頭取・のち衆院議員)改進黨)、風見章(元内閣書記官長・のち衆院議員)、帆足計などを中心とする日本代表団をモスクワ会議へ派遣する計画を立てた。

しかしながら、日本政府は日本人捕虜、日本漁船・漁夫がソ連に抑留されていることなどを理由に代表団の旅券発行を拒否したため、帆足は高良の協力を求めることにした。当時、高良は国会の海外同胞引揚げ特別委員会委員であったから、ソ連の抑留邦人と中国在留日本人の問題に関心を持っており、また新中国との貿易を発展させることおよび友好関係を結ぶことには意欲的であった。⁽⁵⁾ 旅券発行拒否の問題を打開するために、高良はパリで開かれるユネスコの国際市民建設奉仕団連絡会議へ出席するとその名目で旅券を取得し、帆足、宮腰二人は、デンマークの農業事情を視察するという名目でやっと旅券を入手することができた。こうして、三人はようやく国際経済会議に出席できるようになった。

モスクワにおいて、中国国際貿易促進委員会副主席の雷任民は、中日貿易に関する基本的な協議及び実務交渉のため高良ら三人を北京に招請した。占領軍による追放命令で何人かの日本共産党員が北京へ亡命したケースを除くと、この三人は、戦後日本から新中国を訪れた最初の日本人であり、政治家であった。五二年六月、南漢宸と日本側三人との間で、互恵、平等、平和、友好の原則

のもとに調印された第一次中日民間貿易協定は、「国際経済会議の根本精神である互恵平等、民族の独立尊重、内政不干渉、世界平和主義に立つ意義ある歴史的協定」であると高く評価された。

高良ら三人の北京訪問は、中日貿易の道を切り開いたばかりではなく、中日両国の友好往來の道をも開いたのである。その道に沿って、中国在留日本人の引揚げ、中国人遺骨送還が実現され、各領域にわたる交流が始まったのである。

3、中国在留日本人の引揚げ

戦争中おびただしい数の日本人が中国に渡り、戦後その大多数は日本に帰ってきた。しかし、その引揚げ作業が終わらないうちに中国の内戦が始まったため、帰国は中止せざるをえなくなり、多くの人々はそのまま中国に残された。新中国が成立した後、前述のように日本政府は中国を敵視する政策をとったため、中日両国は戦争状態のままであり、日本人の帰国問題について直接的な対話は困難であって、そのまま放置されざるをえなかった。

しかしながら、日中友好協会の斡旋で東京在住の吉中史江の中国に残留した夫の消息が判明した記事が『東京

新聞』に発表された翌日、肉親の安否を尋ねる日本の留守家族が同協会に殺到したという。この問題をこのまま放置することは困難な状態になった。

一九五〇年夏、赤十字社連盟の役員会がモナコのモンテカルロで開かれた際、日本は戦後初めて正式代表を送ることが認められた。そして、そこで中日民間人の直接的な対話の機会が生まれた。パーティの席上で、在中国日本人の実情を調べてほしいという日本赤十字社社長の島津忠承の依頼に対し中国紅十字会会長の李徳全が協力を約束した。⁽⁸⁾一九五二年一月中国政府は在留日本人の実情を伝えるとともに帰国問題の解決に協力することを北京放送を通して伝えた。そこでは三万人の日本居留民がいることが確認され、帰国希望者に関する具体的な取り扱いについては「日本側の適当な機関、または人民団体が代表を派遣し、中国赤十字社（中国紅十字会）と具体的に話し合って解決すればいい」と述べられていた。⁽⁹⁾

これにしたがい、日本赤十字社、日中友好協会、日本平和連絡会のいわゆる帰国三団体と中国紅十字会との間に、一九五三年三月には「日本人居留民帰国問題に関する合同コミュニケーション」が北京で成立し、帰国に関する具体

的、問題について協定が結ばれた。三団体代表の高良は、旅券の発給拒否事件があったにもかかわらず、今まで新中国行きの旅券を出したことのなかった日本政府がはじめて発行した中国国名を明記した、しかも公用旅券を使って訪中したのである。そして、同年三月から第一次中国在留日本人の引揚げが始まり、一九五八年七月の第二次までに、合計三四八二九人の引揚げが実現した。それだけではなく、中国侵略で罪が問われ、後に中国政府の寛大政策によって起訴が免除され釈放された日本人戦犯一〇三二人も紅十字会の援助で帰国したのである。これは、その後の中国人遺骨送還が国民運動として行われるための確固とした基礎を定めたといえよう。

二 中国人遺骨の調査活動

1、遺骨の発見

敗戦直前の一九四五年六月三〇日に秋田県花岡町(現大館市)の鹿島組(現鹿島建設株式会社)花岡事業場に連行された中国人は、苛酷な重労働と補導員の残酷な虐待に耐え切れず、耿諄(勞工大隊長)の指揮下に抗日暴動を起こした。結局、百人以上の中国人が虐殺された。

だが、米軍が秋田に進駐した後、事件が明るみになったことによって、日本側の事件関係者がアメリカ合衆国軍法会議によって戦犯として絞首刑を含む刑を科された。花岡事件は中国人強制連行に関してBC級裁判によって判決が下された数少ない事件の一つである。

日本敗戦後、連行された中国人はほとんど中国に送還されたが、日本で亡くなった者の遺骨はそのまま労働現場に残され、あるいは寺などで保管された。しかし、日本政府は遺骨収集の責任を回避した。こうした状況の中で、この問題は民間人の手で処理するほかはなかった。

一九四九年八月頃、花岡の朝鮮人金一秀は現地に中国人の遺骨が散乱していることを東京華僑総会に知らせた。当時、華僑総会呉修竹常任理事は中国人の遺骨が日本各地に散在し、大規模な事件があったことは知らなかった⁽¹⁰⁾という。その後、華僑総会の留日華僑民主促進会の人々が調査に着手し、同時に国民党の駐日代表団に、日本政府をして中国人の遺骨を収集させるよう要求したが、同代表団に拒絶された⁽¹¹⁾。この時期はちょうど国民党が「反攻大陸」(大陸を取り戻す)を呼びかけている最中であつた。その機関紙『中央日報』は、一九五〇年元旦のト

ップ記事で「全国同胞がみな心を一つにして最後まで共産党に反対すると総裁（蒋介石）が呼びかける」と訴えていた。一方、共産党の機関紙『人民日報』は、同日の社論で「中国人民は一九五〇年に行われるべき任務が台湾、チベット、海南島を解放することである」と、全国に呼びかけ、国民党と激しく対立していた。こうした状況の中で、国民政府には、中国人遺骨問題で日本政府を迫及することが単独講和にマイナスとなるという判断および中国に遺骨を送還することで新中国との交流が活発化して共産党の影響力が増大することに対する警戒感があつた。新中国の成立によって分裂した華僑総会の中の新共産党系の民主促進会主導の遺骨収集に対する国民党駐日代表団の態度は、こうした事情を反映していた。また、留日華僑総会は日本の国会および政府にも要求書を出したが、結果が出ないままに終わった。⁽¹²⁾

そして、在日華僑、日本の民間人、在日朝鮮人の協力によって中国人遺骨の発掘、調査が始められた。こうして、花岡の調査が始められ、その事実が広く全国に知られるようになったのを皮切りに、長野県木曾谷、秋田県船川、新潟港、神奈川与瀬ダム、京都大江山、また北海

道の各地でも俘虜虐待の事実が次々と明らかになった。

『日本と中国』は、創刊号で早くも、「速やかに真相究明―納骨送還の促進へ」という記事を掲載し、花岡の問題を取り上げた。それだけではなく、国会衆議院外務委員会においてもこの問題が取り上げられた。一九五〇年四月三日、聴濤克巳（共産党）委員が、前述の華僑総会の要求書に対する政府の見解を問いただしたところ、高橋政府委員は「法務府でこういう事情を聞きましてから、さっそく秋田地方検察庁から人を派して現場に行って調べたのであります。なおその事件のいろいろな経過も調べたのであります。……この問題が終戦当時、占領軍当局において軍事裁判において処理した……。〔現場模様について〕現在非常に雪の深いところであつて、お話のような事実があるのかないのか、ただいまではちょっと調査ができない」と答え、また今後調査を継続するかどうかの質問に対し「現場の様様につきましては調査したい」と答えた。⁽¹³⁾それは、中国人遺骨問題についての国会における最も早い時期の議論であり、この問題が政府も直視せざるをえないものになったことを物語っている。しかしながら、政府は調査したいという答弁をしたが、

その後実質的な措置を取っていないことが遺骨送還の経過から判明した。

一九五〇年一月、華僑総会主催の最初の慰霊祭である花岡殉難者慰霊祭が中、日、朝三国民の協力のもとで行われた。しかし、当日、浅草本願寺の地下室や近くの小学校に相当数の武装警官隊が隠れて、会場を監視した。国民政府駐日代表団の人が「話す必要はもうない！過去のことがすべて過ぎ去ったのだ！」と、花岡事件生存者の劉智渠の挨拶を妨害した。前述のようにこうした妨害の裏には多くの政治問題が絡んでいた。

2、「外務省報告書」

敗戦直後の一九四六年二月、「近く来朝ヲ予想セラルル中国側調査団へノ説明ニ備エル目的」で日本の外務省管理局は、中国人を労役した全事業場に向けて「事業場報告書」の作成と提出を求め、三月一日付で同報告書に基づく「華人労務者就労事情調査報告書」(略称「外務省報告書」)を作成した。

「外務省報告書」は「第一部 移入、配置及送還事情」(第一分冊)、「第二部 死亡・疾病・傷害及関係事情」(第二分冊)、「第三部 就労事情、紛争及就労成果」(第

三分冊)、「別冊 事業場概要」、「要旨」など五冊、総計六四六頁に及ぶもので、中国人強制連行に関する最も基本的な資料である。そこには、連行された人数から使役された業種、事業場の所在地などは記述されており、後述の中国人遺骨調査、送還にも大きな役割を果たした。この報告書がどのようにして中国人遺骨調査の人々の手に入ったか、東京華僑総会、陳焜旺名誉会長は次のように話している。

外務省は……すべて焼却するよう命じたという。しかし、幾人かの調査員は、「これだけの資料を葬り去るのは忍びない。将来いつかは世に問わねばならない」と、焼却したふりをしてひそかに持ち出し、……東京華僑総会に「実はこういう資料があるが、そちらで責任を持って保管できないだろうか」と、打診してきた。華僑総会にとっては、自分たちの国の苦難の歴史を記した重要な資料である。無論、異存はない。「是非いただきたい」と答え……膨大な資料は、人目を避けねばならないこともあり……何回にも分けて……東京華僑総会にひそかに運びこまれた。⁽¹⁷⁾

それはちょうど花岡の中国人遺骨がはじめて発見され、華僑総会を中心とする調査が始まった一九五〇年の始め頃のことであった。その後、各地の労働現場の遺骨が統々と発見されて、多数の遺骨を中国に送還することができたのは、この報告書が利用できたからである。この点で「外務省報告書」は重要な役割を果たしたのである。この報告書に基づいて『中国人強制連行事件に関する報告書』(後述)が遺骨送還運動の一環としてまとめられるが、その後「外務省報告書」の所在が不明となった。国会でも何度か取り上げられたが、外務省は「外務省管理局においてそういう調書の作成をいたしたそうでございますが、そういう調書がございますと、戦犯問題の資料に使われて非常に多数の人に迷惑をかけるのではないかとということで、全部焼却いたしたそうであります」という答弁を繰り返した。中国人強制連行の事実を明確にするうえで的重要性から、その行方は長く探索されてきたが、四〇数年を経て一九九三年五月一七日のNHKテレビの報道「発見、幻の外務省報告書」によって、その存在が再び確認された。

3、遺骨調査の広がり

中国人遺骨の調査は各方面の厚い壁にぶつかって順調には進まなかった。⁽¹⁹⁾その背景には日本人の中国人に対する侮蔑意識、戦争における加害者意識の欠如などが重要な原因であると考えられる。一九五一年四月、ある日本人が中国人殺害事件を通して「日本人の中には、中国人に対する蔑視感が根強くしみとおっていた。いわゆる『チャンコロ』にそれが現れている。……中国人にとっては、苦い屈辱の経験を思い出させる『支那』という言葉が日本の官庁、新聞社、会社など正式文書から追放されたのも、国民自らの反省の上になされたものではなかった、だからこそ、最近また『支那』という言葉の『復活』が強調された」と指摘し、また「(侮蔑態度に関して)最近では反省ではなく逆にそれが公然と横行する」と当時の日本社会を厳しく批判した。⁽²⁰⁾

一方、日本に連行された中国人虐殺事件の真相が判るにつれて現場の労働者の中には「日本人をむしばんでいた残酷心理や民族的な優越感こそが天皇制の存続を今日まで引き伸ばしてこられた唯一の原因だ」と反省し、また、「この徹底的なきゅう(ママ)明によって真に日本を民主化し、新中国の人民とも一時も早く心から手を握

り合って新しい世界をつくって行きたい」と中日友好への希望を示す者もいた。⁽²¹⁾このような状況の中で帰国三団体など民間一四団体によって、一九五三年二月には、中国人俘虜殉難者慰霊実行委員会(以下「中央慰霊実行委員会」と略称)が結成され、事件の調査、遺骨の収納を全面的に開始した。しかし、地方の報告は死亡者数、遺骨の処理方法などについて詳細な記述を備えるものはまれで、断片的なものが多かったため、各地では日中友好協会を中心とする日本人と在日華僑が実行委員会を結成し、地方の活動を主体的に担い、遺骨調査、収集と慰霊祭を盛んに行った。

また、中国政府に釈放された戦犯は「私は生命の恩人である中国人民を忘れることができない、そして戦争はもう真っ平だ⁽²²⁾」と決意し平和の生活を望んでいた。彼らは帰国後、「中国帰還者連絡会」を設立し、中国侵略の罪行を告白すると同時に中日友好運動に積極的に取り組んでいた。同会が準備会設立(一九五六年)後直ちに中国人遺骨送還事業に援助、協力する活動を開始し、同年一五〇七五名の署名と二八九八〇三円の募金を集め送還事業に貢献した。⁽²⁴⁾一九五九年七月、日中友好協会、総評

など民間一七団体によって、あらたに「中国人俘虜殉難者名簿共同作成実行委員会」が設立され、前述の「外務省報告書」及び「事業場報告書」、そして「華鮮労務対策委員会活動記録」(日本建設工業会、一九四七年、なお、復刻版はアジア問題研究所より、一九八一年発行)を利用して、さらに各地における調査、収納、送還活動によってその内容を補充し、「中国人強制連行事件に関する報告書」全四篇(一九六〇/六四年)がまとめられた。各地での遺骨調査活動に基づいて作成されたこの民間報告書は「外務省報告書」の内容を具体的に検証し、実情を明らかにする上で大変有意義なものであった。また、第一次から第八次までの遺骨送還状況が詳しく記述され、中日友好関係史に貴重な記録を残した。

三 遺骨送還の実現

1、一/九次の遺骨送還

中国人遺骨調査活動は四年近くも続き、その間一九五三年三月から五月まで一四五五〇⁽²⁵⁾人の日本人が続々と帰国したが、中国人遺骨の送還はまだ実現しなかった。こうした状況の中で中央慰霊実行委員会は同五月、国会に

対する請願書および外務大臣宛要請書を提出し、遺骨送還事業に対する日本政府の協力を求めた。⁽²⁶⁾

これに対して外務省からは、三団体の代表並びに帰国華僑が、自分の荷物として国民政府などとの関係で差し支えない範囲内で送ることが出来るものならばいい、それに要する費用とか慰霊実行委員会の捧送団、宗教家等がこれを持っていくことについて協力しない旨、回答があった。⁽²⁷⁾ その裏に日本人の引揚げが終わらず中国政府の協力がまだ必要であるという判断から、中国人遺骨の送還を止む得ず認めるが、国民政府との関係を考慮することもあり、敵対関係にある共産主義国家の中国に行ったら革命の影響を受けて日本政府の統治政策にマイナスをもたらすではないかと恐れるなどの事情があったと考えられる。この回答に対し「遺骨を荷物として『帰還華僑に持たせる』……ことで、政府の事件にたいする一貫した無責任ぶりをふたたび示した⁽²⁸⁾」と同委員会は厳しく批判した。結局、日本政府は、国民政府との話し合いによって日本人の引揚船の往路に中国人遺骨を乗せていくことが不可能になったため、国民政府に安全保障を取り付ける必要のある引揚船とは別個に船を出したのである。⁽²⁹⁾

かくして、一九五三年七月二日には赤十字船黒潮丸が中国人の遺骨を乗せて神戸から出港し、第一次遺骨送還が始められた。中国側の対応ぶりについて、遺骨捧持団団長の菅原恵慶（中央慰霊実行委員会事務局長）は、「実は宗教を排撃している中国でありますから、どんな扱いをするだろうと思つて私が参つたのでありますが、それが私の意に反して誠に鄭重な国民儀礼で受け取つてくださつて、……紅十字会の招待に私が出たときには……李徳全会長並びに顧問である廖承志氏は私の手を取つて本当にあなたは中日両国のために人道上よいことをしてくださつた、ありがとうございます⁽³⁰⁾」と言われたことを伝え、当時の心情を訴えた。

中国人遺骨送還は一九五三年七月から一九五八年四月にかけて八回にわたつて実施されたが、第九回遺骨送還はさらに六年を経た一九六四年一月に行われ、秋田、長野、岩手関係の一五箱の遺骨とともに連行された中国人三四二九〇名の名簿も中国に運んだ。また以前の八回の送還と違って空路で行われた。それは、同実行委員会が日本政府に対して、政府保管の遺骨を政府代表によつて中国へ送還するよう要求したが、日本政府がそれを拒

否したために、第八回までのような赤十字船による送還を取り止め、空路による民間団体独自の送還となったものである。

遺骨送還は一九六四年まで九回にわたって行われて、二八四柱(内一〇四柱重複)の遺骨が日本民間人と在日華僑、朝鮮人の手によって中国に送られた。最後の遺骨送還捧持団員と会見した周恩来総理は、この運動に参加する日本の国民に感謝した上、中日両国の平和と友好の関係を世々代々にわたって強めていきたいと訴え、この運動に対する中国政府の態度及び将来の中日友好関係への期待を示した。

また、送還運動が進む中で、中国人強制連行に関する調査研究の成果としての中日両国の出版物が次々と翻訳され、この運動の影響が広がったことを示している。

2、中国紅十字会の訪日

従来、紅十字会と日本国民が参与した遺骨送還運動は民間友好運動と位置付けられてきたが、「群衆組織」(大衆組織)であるとされる紅十字会とはいったいどのような性質の団体であるかについて説明しておきたい。

「群衆組織」は、本来国家や政府と関係のない国家組

織に直接組み入れられていない組織・団体を指すが、中国では共産党の許可なしには、自由に団体を結成することはまだできない。紅十字会も政府や党の意向から独立した純粋な民間団体とみることはできない。こうして、政府レベルの交流が不可能な時期において、紅十字会が「民間団体」として日本民間人と交流活動を行うようになったのである。

一九五三年三月、帰国三団体の代表団長であった島津日赤社長は、日本人の引揚げに協力した中国側の好意的な援助に感謝するため、紅十字会の来日を要請した。⁽³³⁾

しかし、「日華平和条約」の締結によって悪化した中日関係の中で、中国からの代表団の来日を日本政府が簡単に認めるわけはなかった。その理由は、「邦人引揚げ問題の促進に貢献するかどうかというような点、又これに関連いたしましていろいろこれが純粋の引揚げという人道問題以外の問題にいろいろ利用されるといふようなことがないか」(外務省アジア局長中川融)⁽³⁴⁾というものであったが、一方、台湾との関係を十分考慮に入れたことも後述の董顕光の発言によって裏付けられている。

そして、日中友好協会は、その実現のための運動を全

国に呼びかけた。一九五四年二月、中国帰還者全国連絡会と東京都帰国者友の会で紅十字会の招請のための具体策を協議し、正式に「中国紅十字会代表招請帰国者実行委員会」を結成した。同時に、地方議会、総評など各界各層の広範な要請及び日中貿易促進議員連盟と衆参両院引揚げ特別委員会らを中心となった超党派の提案を受けて、五月、衆参両院が相前後して、この招請問題について政府は善処するようにという「招請決議」を採択した。

七月、日本政府は国民の圧力の下で、また、日赤から「本件を政治的の目的には決して利用しない」という約束を得た上で「院議を尊重する」と中国紅十字会代表の日本入国を許可した。⁽³⁶⁾これに対し、国民政府駐日大使董顯光は記者会見で甚だ遺憾であり、日本にとって不利なことだと抗議した。⁽³⁶⁾

一九五四年一〇月三〇日、李徳全団長、廖承志副団長をはじめとする紅十字会代表団の来日が実現した。日本各新聞はトップニュースで紅十字会の活動を報道し、「李徳全ブーム」を引き起こした。警視庁は中国からの初の代表団に対する右翼や台湾系特務の破壊活動を警戒して、代表団の周りを厳しく警備した。⁽³⁷⁾一方、日本政府

との間に約束がある日赤の立場を配慮して、代表団が日本政府を批判することはなかった。

中国紅十字会代表団の初訪日は、中華人民共和国成立後の日本への要人訪問の第一陣となった。中日国交がない時代に、中国政府は積極的に民間交流を通じて「以民促官」によって国交樹立を目指す路線を取ったが、その中で、紅十字会の訪日は重要な役割を果たした。

3、劉連仁事件

二回目に訪日した中国紅十字会が帰国してまもなく、一九五八年二月九日、一三年間にわたって北海道の山中で孤独な脱走生活を続けていた劉連仁が発見された。この事件は日本、中国と世界中に報道され「劉連仁シヨック」が起こった。

『日本と中国』は発見直後の二月一日、事件を報道し「劉氏の出現は日本の中国に対する賠償問題の最も明確な実例ともなり、政府としては对中国の賠償を無視できない結果となっている」と賠償問題を提起し、俘虜としての劉氏を中国に送還しなければいけないと政府の責任を追究した。『朝日新聞』は「夫が日本軍に強制連行されたときは妊娠中であった」劉氏の妻及び家族の状況

を紹介し、劉氏が「日本軍の手で強制労働者として」連行されたと指摘した⁽³⁸⁾。中国でこの事件に関して最も早く報道したのは『人民日報』である。同紙は一九五八年二月二八日、「難胞劉連仁重見天日」(受難の同胞劉連仁は再び太陽を見る)という記事を掲載したが、記事の内容は日本共産党の『赤旗』の記事を転載したものであり、中国政府の意見は見られなかった。一方、日本政府の態度は中国人民からの強い反発を招いた。三月七日付の『人民日報』の読者論壇には、日本政府が早急に劉連仁を帰国させるよう強く要求し、その無責任な態度を厳しく追及した抗議文が載せられた。同時に、中国紅十字会スポークスマンは「日本政府は劉連仁事件のすべてについて責任を負わねばならぬ⁽³⁹⁾」という談話を発表し日本政府の責任を強く追及した。

この事件が報道された後、札幌の在日華僑、日本の民間団体は直ちに援助活動を行った。同時に、劉連仁を支援する国民的運動が東京でも繰り広げられた。劉連仁の身分をめぐって三月二五日、衆議院で吉田法晴議員の質問に対し、板垣修外務省アジア局長は「俘虜ではございません。全部身分が俘虜であったものも、現地で日本に

送る前に身分を切り替えまして、雇用契約の形でみな日本にきております。」と答弁した⁽⁴⁰⁾。この答弁では日本政府は、連行された中国人が俘虜ではなく契約労働者であると強弁し、強制連行の事実を否認している。しかし、実は「外務省報告書」は「華工ヲ半強制的ニ供出セザルヲ得ザル⁽⁴¹⁾」と半強制を認めていた。また、岸信介首相は法律上の議論ではなしに人道の立場から早く送還する自らの戦争責任を免れようとしていた⁽⁴²⁾。

当時の岸信介首相は、中国人強制連行に関する閣議決定時の商工大臣であり、その政策決定の最高責任者である。侵略戦争の主要な発動者の一人であるA級戦犯容疑者岸は、一九四八年一月、アメリカの手で戦犯収容所から釈放され、一九五七年二月にはアメリカの支持を後ろ盾として首相になっていた。このような経歴をもつ岸信介は、劉連仁の俘虜身分を認めたら自分の戦争責任が当然問われることになり、戦争賠償問題も出てくる。複雑な政治的背景が絡む劉連仁事件について、できるだけ責任を回避することが当時の政治状況をよく反映していたと考えられる。

おわりに

一五年にわたる日本の侵略戦争は、中国人に多大な損害と犠牲をもたらしただけではなく、日本人にも多くの不幸を与えた。戦後、加害者であるとともに被害者でもある日本国民は、戦争への反対及び平和の生活に対する憧れの気持ちが強く、中国との友好関係を築いてほしいと考える人が多かった。特に中国政府の寛大な政策によって釈放された戦犯たちには、中国政府からの人道的な待遇に感謝する気持ちを持つ人が多数あった。これらの人々は反省の立場に立って心から中国人との友好を希望し、その気持ちを中国人遺骨送還運動の参与に具現したと考えられる。

一方、中国との友好関係を保つことは日本の経済界にとって、対中貿易の発展につながり経済的な利益をもたらすものと考えられた。同時に、中日国交未回復の状況下において行われた在中國残留日本人の引揚げに対し、日本の留守家族達はそれに協力する中国政府及びその人民への感謝の気持ちを持っていたのである。それが中国人遺骨送還運動が日本国民に広がった要因と見られる。

運動の問題点としては中央慰霊委員会に指摘されたように日本人遺骨との交換的な「遺骨相互送還」の誤った考え方などが一部の人の中に存在することは否定できない。

中国人遺骨送還運動は中国政府の「国民外交」の中の典型的な事例の一つであり、戦後の中日関係に重要な地位を占めたと言える。特に、実質的に中国共産党の指導下に置かれた中国紅十字会は、遺骨送還運動の中で日本の民間人及び中日友好を希望する日本政府関係者との交流を通じて、中国政府の国交樹立の方針を日本人に伝えた。こうして、中国政府の「民間先行」、「以民促官」の方針が遺骨送還などに参加する民間人の活動によって実現された。要するに、中日友好交流は遺骨送還など具体的な活動を経て、国民的国交樹立運動に発展し、一九七二年の国交回復に大きな役割を果たした。

そして、その交流は中日国交回復後も続いている。それは連行された中国人の生存者や遺族についての調査及び日本の関係企業、日本政府に対する賠償要求問題などである。

一九八七年六月には花岡事件の生存者歌諒が日本の「中国人強制連行を考える会」(略称「考える会」)とい

う市民団体の協力で来日した。これは戦後、生存者の初めて訪日である。以降、「考える会」など市民団体と中国側の河北大学、「花岡受害者聯誼会」等の協力によって、連行された中国人生存者、遺族の行方が次々と確認され、訪日も実現した。また、同聯誼会の鹿島建設に対する賠償要求が火口を切り、各事業場に連行された中国人がいくつかの關係会社に賠償要求を提出した。

こうした動きはすべて中日両国の民間の人々によって行われたことであり、国交回復前の中国人遺骨送還運動を引き継ぐものである。このような民間人によって促成される中日友好交流のあり方は、高く評価できよう。

- (1) 「中国人民政治協商會議共同綱領(第七章・外交政策)」、外務省アジア局中国課監修『日中關係基本資料集(一九四九年/一九六九年)』霞山会、一九七〇年、三頁参照

(2) 『朝日新聞』一九四五年九月二三日

(3) 同上、一九四五年九月二八日社説「対支態度の究明」

(4) 「中国人民銀行・國際經濟會議发起人南漢臣よりの書簡」、日中貿易促進議員連盟『日中關係資料集(一九四五/一九六六)』同連盟、一九六七年、一三四頁

(5) 「高良とみ挨拶」、同上、一三七頁参照

(6) 「高良とみ挨拶」、同上、一三七頁

(7) 『東京新聞』一九五〇年七月二日

(8) 古川万太郎『日中戦後關係史』原書房、一九八八年、五八頁参照

(9) 「中共地区残留邦人の引揚げ問題に関する北京放送」、前掲『日中關係基本資料集(一九四九年/一九六九年)』四七/四八参照

(10) 田中宏ほか解説『資料中国人強制連行』明石書店、一九八七年、四〇一頁

(11) 同上、四〇二頁参照

(12) 昭和二五年四月三日第七回国会衆議院外務委員會議録第一三〇号、田中宏ほか編『資料中国人強制連行の記録』明石書店、一九九〇年、五頁参照

(13) 同上

(14) 前掲『資料中国人強制連行』四〇五頁参照

(15) 劉智渠述・劉永鑫ほか記『花岡事件—日本に俘虜となつた中国人の手記』岩波書店、一九九五年、六頁。なお、本書は一九五一年、中国人俘虜犠牲者善後委員会より刊行されたものの再刊。

(16) 田中宏『検証中国人強制連行—歴史を知るシリーズ』日本中国友好協会全国本部、一九九四年、五頁

(17) NHK取材班『幻の外務省報告書』日本放送出版協会、一九九四年、一四/一五頁

(18) 昭和三五五年五月三日第三四回国会衆議院日米安全保障条約特別委員會議録第二七号、前掲『資料中国人強制連行』

の記録』一五四頁

- (19) 前掲『資料中国人強制連行』四二四頁参照
- (20) 『日本と中国』一九五一年四月一〇日
- (21) 前掲『資料中国人強制連行』四〇三頁
- (22) 前掲『資料中国人強制連行』四一五頁参照
- (23) 『朝日新聞』夕刊、一九五四年九月五日
- (24) 中国帰還者連絡会編『帰ってきた戦犯たちの後半生——中国帰還者連絡会の四十年』新風書房、一九九六年、四二頁参照
- (25) 前掲『資料中国人強制連行』四一一頁参照
- (26) 同上、四一一頁
- (27) 昭和二八年六月二四日第一六回国会衆議院海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員会議録第五号、前掲『資料中国人強制連行の記録』四五頁参照
- (28) 前掲『資料中国人強制連行』四一一頁
- (29) 昭和二九年八月九日参議院厚生委員会(第一九回国会継続)會議録第一号、前掲『資料中国人強制連行の記録』八一頁、八三頁参照
- (30) 昭和二九年八月一六日参議院厚生委員会中国人俘虜殉難者遺骨送還に関する小委員会(第一九回国会継続)會議録第一号、同上、九〇頁
- (31) 『日本と中国』一九六四年二月二二日参照
- (32) 王陵節訳『花岡惨案』(世界知識出版社、一九五五年、原文は劉智渠口述『花岡事件』)、三好一訳『穴に隠れて十四年』(新読書社、一九五九年。原文は上海『新民晚報』

記者歐陽文彬が一九五八年同紙に載せた記事)など。

- (33) 日本中国友好協会(正統)中央本部編『日中友好運動史』青年出版社、一九七五年、六四頁
- (34) 昭和二九年八月九日参議院厚生委員会(第一九回国会継続)會議録第一号、前掲『資料中国人強制連行の記録』七六頁
- (35) 同上
- (36) 『朝日新聞』一九五四年一〇月二七日参照
- (37) 前掲『日中戦後関係史』一〇七/一〇八頁参照
- (38) 『朝日新聞』一九五八年三月二四日
- (39) 「中国紅十字会スポークスマンの談話」、日中国交回復促進議員連盟編『日中国交回復関係資料集』日中国交資料委員会、一九七二年、三六七/三六九頁参照
- (40) 昭和三三年三月二五日第二八回国会参議院予算委員会第二分科会會議録第三号、前掲『資料中国人強制連行の記録』一一八頁
- (41) 外務省管理局「華人労働者就労事情調査報告書」第一分冊、一九四六年、一九頁(この報告書の復刻版は一九九五年、現代書館より刊行されたが、本稿作成に当たっては原資料を参考した)
- (42) 昭和三三年三月二九日第二八回国会参議院予算委員会會議録第二〇号、前掲『資料中国人強制連行の記録』一三五頁参照
- (43) 前掲『資料中国人強制連行』四九二頁参照

(一橋大学大学院博士課程)